

就業規則改正提案は十分な余裕を持って提示を～山口学研究センター設置に際する規則改正、懸念される業務量増(発足後の担当は企画戦略部国際・地域連携課)

12 月 2 日 (水) 午後、梅田人事課長他 2 名が「山口学研究センター」設置に伴う就業規則改正 (12 月 9 日付け) の説明に組合事務所に来室しました。これには、鴨崎委員長・森下書記が対応。新たな組織設置に伴うもので、設置を前提とすれば一般的には必要な規則改正であり特に問題となる内容ではありませんが、改正予定日のわずか 1 週間前の説明は納得できるものとは言えません。また、センター設置に伴う準備作業(担当は企画戦略部企画・評価課)と設置後の様々な事務処理が必要となりますが、担当部署への人員増を予定していない点も懸念されます。当日は、そうした問題点を指摘した上で今後の業務量の変化を注視すべきであることを伝えました。

なお、これについては各事業場過半数代表者の意見書が必要とされています。この意見書提出についても 12 月 7 日 (月) までとされ、日数が限られる中での対応となり大きな問題を残したものと言えます。

また、12 月 8 日 (火) には人事課の担当係長 2 名が来室し、「早期退職者募集」についての説明がありました。これには、鴨崎・北村・森下の 3 名が対応 (詳細は続報)。

福岡教育大学賃金訴訟控訴審(福岡高裁: 11 月 30 日)開かれる ～高裁独自の判断を示さずに「控訴棄却」の不当判決



11 月 30 日 (月)、福岡高等裁判所 (福岡市赤坂) で、福岡教育大学教職員組合 (原告 4 名) による未払い賃金請求訴訟控訴審の判決言い渡しが行われました。開廷直後「控訴棄却」として主文の読み上げもないまま閉廷という極めて不当な結果となりました。閉廷後、別会場で報告・抗議集会が行われました。いずれも、山口大学から 3 名が参加し、報告集会では「判決の不当性は明らかだが、今後さらに世論に訴えるなどのとりくみを強めることが大事ではないか」などの発言が相次ぎました。弁護団からは、福岡地裁の不当判決を踏襲しただけで高裁独自の判断がほとんど示されていないこと等の問題点が説明されました。以下、参加者による感想です。

★司法は死んだのか

福岡教育大の未払い賃金請求裁判には、福岡地裁の時から一度も欠かさずに傍聴支援に参加してきました。

原告の西崎緑先生達の格調高い口頭弁論を聴いた時には「高等教育の原点」を見る思いがして感激しました。また毎回 100 名ちかい傍聴者が法廷を埋め、連帯の力にも感激しました。専門的な事は分かりませんが感覚的に「勝てる」と思っていました。ところが 11 月 30 日の福岡高裁は「控訴を棄却」！啞然としました。この国の三権分立は本当に生きているのか？司法は死んでいるのではと疑いたくなります。この日の集会で、西崎先生達や弁護団は不当な判決にもめげずに、最高裁まで闘う、と明るく強く宣言されました。私はホッとすると同時に強く感激しました。私たちも最後まで支援します。勝利するまで頑張りましょう。(RK)

☆初めての裁判傍聴

今回、初めて裁判の傍聴を体験しました。法廷内は想像通りの設備で厳粛な空気が漂い、目の前で始まるリアルな裁判の様子を期待していたのですが、開廷直後に行われた判決言い渡しは「控訴棄却、費用はすべて原告負担」として主文の読み上げもないもので、わずか 1 分で終り、即閉廷。傍聴者からの「理由を聞かせてください！」との抗議の声に、裁判長以下が顔も上げずに法廷を後にする姿が忘れられません。実際の裁判を傍聴したという実感は得られませんでした。まったく納得できていない原告側と冷淡とも見える法廷側との温度差が印象的でした。

(MT)